

随意契約理由書

神戸市

件名	神戸市国民健康保険システムサーバ機器等借上(令和9年)
契約業者名	FLCS株式会社 神戸支店
随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当
随意契約の相手方を選定した理由 本市では、「神戸市国民健康保険システムサーバ機器等借上」により、令和4年1月1日から、国民健康保険システムを稼働させるためのハードウェア及びソフトウェアを調達しており、令和8年12月31日で借上げ期間は満了する。一方で、国民健康保険システムは、国が進めるシステム標準化に対応するための再構築作業を実施しており、再構築が完了する令和9年12月末まで継続して利用する必要性が生じている。 現行の物品契約は、単なるハードウェア・ソフトウェアの借上げではなく、パッケージシステムをベースに本市独自の仕様でスクラッチ開発した国民健康保険システムが安定かつ確実に稼働するように、独自仕様に適したソフトウェア、ネットワーク機器及び端末・プリンタを調達しており、また、構築以降の運用期間においても、引き続き安定的に稼働させるため、都度、設定の追加・変更等を行っている。このため、国民健康保険システムが安全かつ確実に動作する現行と同等のハードウェア・ソフトウェアを調達および保守することは、各機器の関連や機器毎の設定内容が多岐にわたることから事実上困難であり、これは当該機器等の設計・導入から保守まで一貫して対応している当該業者にしか履行することはできない。 従って、本業務の施行を確実に安全に履行できるのは上記会社以外に無く、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、システム標準化の再構築対応が完了する令和9年12月末まで、現在の賃貸人を相手方として賃貸借契約を随意契約により締結する。	
担当部署 (問合せ先)	福祉局国保年金医療課 国保システム担当 (電話番号(外線) 078-322-5255、(内線) 900-3291)